

福岡県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

新旧対照表

福岡県行政手続条例施行規則（平成八年福岡県規則第一号）

改正案	現行
<p>(削る)</p>	<p>(公聴会の開催)</p> <p>第二条 行政庁は、条例第十条第一項の規定に基づき公聴会の開催を行う場合は、公述（公聴会において意見を述べることを用いる。以下同じ。）の申出の提出期限の十五日前までに、次に掲げる事項を告示しなければならない。ただし、開催した期日において公聴会を終了できず続行する場合にあつては、行政庁が当該期日に公述人（公述することができる者をいう。以下同じ。）及び傍聴人に対し、次回の開催の日時、場所等を告知すれば足りる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 公聴会の開催の趣旨</li> <li>二 申請の概要</li> <li>三 聴取事項</li> <li>四 公述人の範囲</li> <li>五 公述人の数及び公述の時間</li> <li>六 公述の申出の提出先、提出期限、記載すべき事項等</li> <li>七 開催の日時及び場所</li> <li>八 傍聴に関する事項</li> <li>九 その他必要な事項</li> </ol> <p>2  行政庁は、公述人として決定した者に対し、公聴会の開催の期日の五日前までに、その旨及びその他必要な事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>3  行政庁は、第一項の告示を行った後、開催の日時若しくは場所を変更するとき、又は申請の取下げ若しくは内容の変更があつたこと若しくは公述の申出がなかつたことにより公聴会の開催を行う必要がなくなつたと認めるときは、その旨を告示し、かつ、公述人に対し書面によりこれを通知しなければならない。</p> <p>4  行政庁は、公述人の申出があつた場合において、当該公述人が公聴会の期日において公述できないことによつて得ない理由があると認められるときは、あらかじめ、当該公述人に意見の内容を記載した書面（以下「公述書」という。）を提出させることができる。この場合において、第五条第一項の規定により公聴会の進行をつかさどる者は、公聴会の期日において当該公述書を代読し、又は他の者に代読させるものとする。</p> <p>(意見書の受取)</p> <p>第三条 行政庁は、条例第十条第一項の規定に基</p>

(削る)

つき意見書の受取を行う場合は、意見書の提出期限の十五日前までに、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- 一 意見書の受取の趣旨
- 二 申請の概要
- 三 聴取事項
- 四 意見書を提出できる者の範囲
- 五 意見書の提出先、提出期限、記載すべき事項等
- 六 その他必要な事項

2 行政庁は、必要と認めるときは、日時及び場所を指定して、口頭で意見を述べさせることができる。

3 行政庁は、第一項の告示を行った後、申請の取下げ又は内容の変更があったことにより意見書の受取を行う必要がなくなつたと認めるときは、その旨を告示しなければならない。

（協議会における協議）

第四条 行政庁は、条例第十条第一項の規定に基づき協議会における協議を行う場合は、最初の協議の期日の五日前（第五号に掲げる事項を告示する場合にあつては、申出の期限の十五日前）までに、次に掲げる事項を告示し、かつ、第四号に掲げる者に対し、書面によりこれを通知しなければならない。この場合において、告示及び通知には、処分は行政庁により決定される旨の確認を付すものとする。

- 一 協議会の趣旨
  - 二 申請の概要
  - 三 主要協議事項
  - 四 協議会構成員（以下「構成員」という。）
  - 五 前号に掲げる者以外に、構成員になることを申し出た者（以下この条において「申出者」という。）の中から構成員を決定する場合はその旨
  - 六 協議の日程及び場所
  - 七 協議の公開又は非公開の別
  - 八 その他必要な事項
- 2 行政庁は、申出者の中から構成員を決定する場合は、当該申出者が提出した書類等に基づき次に掲げる事項を考慮して決定するものとし決定したときは、当該申出者に対しその旨及びその他必要な事項を書面により通知しなければならない。
- 一 申出者が主張する利害の内容が前項第三号に係るものであること。
  - 二 申出者とその利害を主張することについて正当な地位にあること。この場合において

その利害が多数の者が共通して有するものであるときは、当該申出者が当該利害を代表することについてこれらの者から承認を得ていること又は適正に代表することができる地位にあると認められること。

三 申出者が誠実に協議に参加する見込みがあること。

四 申出者が主張する利害が、既に他の構成員によって代表されているものではないこと。

五 構成員の数が適当であること。

3 構成員は、協議の期日に出席することができないときは、代理人に協議させることができる。この場合において、当該代理人は、行政庁があらかじめ構成員に対し発行した書面を協議の期日に提出してその資格を証明しなければならぬ。

4 行政庁は、第一項の告示を行った後、協議の日程若しくは場所を変更するとき、又は申請の取下げ若しくは内容の変更があつたことにより協議会における協議を行う必要がなくなつたと認めるときは、その旨を告示し、かつ、構成員に対し書面によりこれを通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、協議会における協議が開始された後において協議の日程又は場所を変更する場合にあつては、協議を公開で行う場合を除き、協議の期日において出席した構成員に対しその旨を告知し、かつ、欠席した構成員に対し書面により通知すれば足りる。

(座長)

第五条 公聴会又は協議会は、行政庁が指名する者（以下「座長」という。）が進行をつかさどる。

2 座長は、発言者の発言を制限し、傍聴人の退場を命ずる等、議事整理又は秩序維持のために必要な措置をとることができる。

3 座長は、行政庁に対し、理由を示して、鑑定人、参考人等を出席させるよう求めることができる。

(記録等)

第六条 条例第十条第三項に規定する議事録には、次に掲げる事項を記載し、座長が署名しなければならない。

一 公聴会又は協議会の件名

二 日時及び場所並びに協議会にあつては協議の公開又は非公開の別

三 出席した公述人又は構成員の住所又は職名

(削る)

(削る)

改正案

現行

(削る)

(不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分)

第二条 条例第十三条第二項第五号の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。

一・二 略

(公示事項の閲覧の方法)

第三条 条例第十五条第四項(条例第二十二条第三項及び第二十九条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項(条例第十五条第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、通常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

及び氏名

四 発言者の氏名及び発言の要旨

五 公聴会又は協議会の経過に関する事項

六 その他必要な事項

2| 座長は、書面、図画、写真その他必要と認めるものを議事録に添付することができる。

3| 条例第十条第三項に規定する協議書にあつては座長及び構成員が、理由書にあつては座長が署名しなければならない。

(公聴会の開催等を行う場合の処分に要する期間)

第七条 行政庁は、条例第十条第一項の規定に基づき公聴会の開催等を行う場合は、同条第二項に規定する最初の告示の日から一年以内に当該申請に対する処分をしなければならず、同一の方法による意見の聴取を二回以上行う場合は二以上の方法による意見の聴取を同時に若しくは継続して行う場合等にあつても同様とする

(不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分)

第八条 条例第十三条第二項第五号の施行規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。

一・二 略

改正案	現行
<p>(意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更)</p> <p><b>第四条</b> 条例第三十七条第四項第八号の<b>規則</b>で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p>	<p>(意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更)</p> <p><b>第九条</b> 条例第三十七条第四項第八号の<b>施行規則</b>で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p>